

都市基盤整備公団（当時）に対する要請資料について

1 文書の入手経緯とその内容等について

(1) 当該資料の入手経緯等

- ① 公団（当時）・都・区・民間地権者等の担当者が参加する大手町まちづくり推進会議・事業手法検討WGにおいて、地権者側から出席者全員に資料として「大手町都市再生に向けた要請事項」が配布された。
- ② 当該資料は、会議の場において地権者サイドから検討資料として提出されたものであり、公団（当時）に対する正式な要請文書ではない。

(2) 当該資料への記載内容

当該資料には、以下の3点ほかについて記載されている。

- ① 「都市基盤整備公団は合同庁舎跡地を取得し、連鎖的再開発を確たるものにするため換地対象地を継続的に保有。併せて、都市基盤及び建築敷地の整備を目的とした区画整理事業を行う。また、再開発地での建築物整備は、大手町まちづくり会社等民間が行うことを基本形とする」
- ② 「大手町での連鎖的再開発を安定的に実現するため、合同庁舎跡地の取得に当たっては現行容積率700%を前提とした評価をもとに交渉を行う」
- ③ 「事業推進による開発メリットは事業施行者、参画地権者等の貢献度に配慮し、適正に配分する」

2 公団（当時）内での当該文書の取り扱いについて

当該資料は、上記の通り、関係者間で検討していた連鎖型都市再生の事業スキーム構築にあたっての地権者サイドの検討案として事業手法WGの場で提出された資料の一つであり、公団（当時）としては、正式な要請文書とは認識しておりません。

また、その内容も地権者側の意向を単に列挙したものであり、公団（当時）としては直ちに受諾し難い内容であったことも申し添えます。

以上